

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

## 記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
  - (1) 品名 (件名) 車両操縦訓練部外委託9人以下11件
  - (2) 履行期間 契約締結日 ~ 令和9年3月31日
  - (3) 履行場所 契約相手方施設
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 令和8年5月26日 10時00分
5. 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
  - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
  - (5) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって決定する。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に消費税額及び地方消費税を含んだ金額を入札書に記載すること。  
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は 5月 25日 17時までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 単品決定
14. その他
  - (1) 入札説明会 無
  - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
  - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 松山 まで。

電話番号 098-857-1228・1229 FAX1221

# 入 札 書

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治 殿

| 品名（件名）            | 規 格 | 単位 | 予 定<br>数 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-------------------|-----|----|----------|-----|-----|-----|
| 車両操縦訓練部外委託9人以下11件 |     |    |          |     |     |     |
| 以下余白              |     |    |          |     |     |     |
|                   |     |    |          |     |     |     |
|                   |     |    |          |     |     |     |
|                   |     |    |          |     |     |     |
|                   |     |    |          |     |     |     |
|                   |     |    |          |     |     |     |
|                   |     |    |          |     |     |     |
|                   |     |    |          |     |     |     |

総額（含梱包運賃） ¥ 単価契約 消費税及び地方消費税含む

履 行 期 間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日

履 行 場 所 契約相手方施設

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和8年5月26日

住 所

会 社 名

代表者職位氏名印

内 訳 書

No. 1

| NO. | 品名 (件名)        | 規格  | 単位 | 予定数量 | 単 価<br>(消費税及び地方消費税込み価格) | 金 額 | 備 考 |
|-----|----------------|---|----|------|-------------------------|-----|-----|
| 1   | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (大型自動車二種)<br>(大型1種免許所持者) (写真代・免許交付手数料除く)                          | 人  | 9    |                         |     |     |
| 2   | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (大型自動車一種)<br>(中型8t限定免許所持者) (写真代・免許交付手数料除く)                        | 人  | 10   |                         |     |     |
| 3   | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (大型自動車一種)<br>(準中型5t限定免許所持者) (写真代・免許交付手数料除く)                       | 人  | 1    |                         |     |     |
| 4   | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (大型自動車一種)<br>(普通自動車・MT免許所持者) (写真代・免許交付手数料除く)                      | 人  | 3    |                         |     |     |
| 5   | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (大型自動車一種)<br>(普通自動車・AT免許所持者) (写真代・免許交付手数料除く)                      | 人  | 2    |                         |     |     |
| 6   | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (中型自動車一種)<br>(普通自動車・MT免許所持者) (写真代・免許交付手数料除く)                      | 人  | 1    |                         |     |     |
| 7   | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (普通自動車二種AT)<br>(大型・中型(8tMT含む)・準中型(5t限定MT含む)免許所持者) (写真代・免許交付手数料除く) | 人  | 3    |                         |     |     |
| 8   | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (普通自動車AT)<br>(所持免許なし) (写真代・免許交付手数料除く)                             | 人  | 1    |                         |     |     |
| 9   | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (普通自動車MT)<br>(所持免許なし) (写真代・免許交付手数料除く)                             | 人  | 1    |                         |     |     |
| 10  | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (大型特殊自動車)<br>(大型・中型・準中型・普通免許(同2種含む)免許所持者) (写真代・免許交付手数料除く)         | 人  | 5    |                         |     |     |
| 11  | 車両操縦訓練<br>部外委託 | 仕様書のとおり (けん引)<br>(大型・中型・準中型・普通免許(同2種含む)免許所持者) (写真代・免許交付手数料除く)             | 人  | 4    |                         |     |     |
| 12  |                | 以下余白  |    |      |                         |     |     |
| 13  |                |   |    |      |                         |     |     |
| 14  |                |   |    |      |                         |     |     |
| 15  |                |   |    |      |                         |     |     |
| 16  |                |   |    |      |                         |     |     |
| 17  |                |   |    |      |                         |     |     |
| 18  |                |   |    |      |                         |     |     |
| 19  |                |   |    |      |                         |     |     |
| 20  |                |   |    |      |                         |     |     |



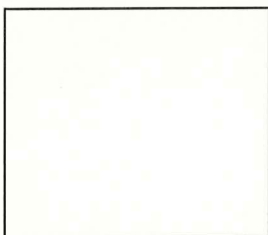
# 委任状

私は、  
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を  
委任します。

## 記

1. 件名 : 車両操縦訓練部外委託9人以下11件

2. 代理人使用印鑑 :



令和8年5月26日

住所

委任者 社名

氏名

印

契約担当官

航空自衛隊第9航空団

会計隊長 木部 政治

殿

| 航空自衛隊仕様書       |                        |               |            |
|----------------|------------------------|---------------|------------|
| 仕様書の種類         | 内容による分類                | 役務仕様書         |            |
|                | 性質による分類                | 個別仕様書         |            |
| 品名<br>又は<br>件名 | 車両操縦訓練部外委託             | 仕様書番号         |            |
|                |                        | 那基LPS-X003128 |            |
|                |                        | 承認            | 令和7年 4月 3日 |
|                |                        | 作成            | 令和7年 4月 3日 |
|                |                        | 改正            | 令和 年 月 日   |
| 令和 年 月 日       |                        |               |            |
| 作成部<br>隊等名     | 南西航空方面隊司令部<br>総務部援護業務課 |               |            |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊那覇基地が職業訓練として計画する若年定年自衛官に対する車両操縦訓練の部外委託について適用する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は次による。

#### 1.2.1 若年定年自衛官

入隊から2年を超えて任期満了等により退職することを予定している自衛官及び定年により退職することを予定している自衛官をいう。

#### 1.2.2 車両操縦訓練

車両操縦訓練とは、**道路交通法**（昭和35年法律第105号）（以下「道交法」という。）第八十四条（運転免許）に定める「第一種運転免許」のうち、「大型自動車免許」、「中型自動車免許」、「準中型自動車免許」、「普通自動車免許」、「大型特殊自動車免許」及び「けん引免許」並びに「第二種運転免許」のうち「大型自動車第二種免許」、「中型自動車第二種免許」、「普通自動車第二種免許」について、官側から差し出す隊員（以下「被訓練者」という。）に対し、所要の技量を習得させることをいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に指定するものの他、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 法令

道路交通法（昭和35年法律第105号）

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

b) 関連文書

若年定年等隊員の就職の援助について（防人育（事）第7号。平成27年10月1日）

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

本役務は、被訓練者に対し、**道路交通法**、**道路交通法施行令**（昭和35年政令第270号）及び**道路交通法施行規則**（以下「規則」という。）に則り、規則第三十三条（教習の時間及び方法）、第三十四条（技能検定）及び第三十四条の二（卒業証明書の発行等）を行うことで、車両操縦の取得に必要な知識及び技能を付与することを基準とする。

2.2 契約の相手方の要件

本役務の契約相手方は、**道交法第九十九条**（指定自動車教習所の指定）に定める指定された自動車教習所とする。

2.3 訓練時間

訓練時間は契約相手方の計画を基準とする。

2.4 履行期間

契約締結日～翌年の3月31日（基準）とする。

2.5 訓練形式

訓練は通学形式とし、合宿を伴わないものとする。

2.6 訓練場所

2.6.1 訓練場所は、那覇基地から自動車又は公共交通機関を利用して1時間以内で到着できる場所を基準とし、契約相手方が指定する場所とする。

2.7 移動

被訓練者の訓練場所への移動は、官側で実施する。

2.8 訓練施設, 教材, 教官等

本役務に使用する訓練施設、教材及び教官等については、契約相手方が準備するものとする。

2.9 経費

a) 規則第三十四条（技能検定）のうち、卒業検定1回及び修了検定1回にかかる経費（検定及び申請料金等を含む。）を含むものとする。

b) 本免許証申請代及び写真代は含まないものとする。

2.10 不測事態

契約相手方は、被訓練者に不測の事態が生じ訓練の継続ができなくなった場

合は、官側と協議しその都度調整するものとする。

## 2.11 訓練終了届

調達要求指定書のとおり。

## 3 検査

契約担当官等の定める検査実施要領による。

## 4 再委託

契約相手方は、本訓練の全部または一部を第三者に委任（再委託）してはならない。

## 5 その他の指示

### 5.1 守秘義務等

- a) 契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び個人情報については、部外技能訓練の目的だけに使用することとし、他の者に漏えいしてはならない。これは、契約を終了した後も同様とする。
- b) 個人情報の取扱いにあたっては、関係法令の定めに従うものとする。

### 5.2 官側における支援

契約相手方は、部外技能訓練の実施にあたり、官側が必要と認めた資料の提供について、無償で支援を受けることができる。

### 5.3 疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、都度、契約担当官と協議するものとする。

|           |               |                          |
|-----------|---------------|--------------------------|
| 調達要領指定書 1 | 発 簡 番 号       |                          |
|           | 調 達 要 求 番 号   | 南西空役 8-1                 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日 | 令和 8年 4月 28日             |
|           | 作 成 部 課       | 南西空航空方面隊司令部<br>総務部 援護業務課 |
|           | 作 成 年 月 日     | 令和 7年 4月 3日              |
|           |               |                          |
| 品 名       | 車両操縦訓練部外委託    |                          |
| 仕様書番号     | 那基LPS-X003128 |                          |

指定事項：

## 2 役務に関する要求

### 2.11 訓練終了届

契約相手方は、被訓練者が訓練を終了後、訓練終了届（様式適宜）を南西航空方面隊司令部総務部援護業務課に提出するものとする。

なお、訓練終了届（様式適宜）は履行期間内かつ、訓練終了後、5日以内とする。